

伊丹市上下水道インターネットモニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市の上下水道事業に関する上下水道使用者の意見や提案等を受けて事業運営の参考とするため、上下水道インターネットモニター（以下「ネットモニター」という。）を設置することにより、より市民に親しまれる上下水道事業運営に資することを目的とする。

(定数)

第2条 ネットモニターの定数は、50名以内とする。

(職務)

第3条 ネットモニターは、次の職務を行う。

- (1) アンケート調査への回答
- (2) 上下水道事業に関する意見や提案等の提出
- (3) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項

2 ネットモニターは、前項第1号の職務を行うにあたっては、アンケート結果が上下水道局のホームページに公表されることについてあらかじめ承諾するものとする。

(資格要件)

第4条 ネットモニターとなることができる者は、次に掲げる要件に該当する者のうち、公募により選定された者とする。

- (1) 本市に居住する市民で上下水道を使用する満18歳以上の者であること。
- (2) 上下水道事業に積極的に協力する意思を有し、サービスの向上に資する意見を述べることができる者であること。
- (3) インターネットを利用できる機器を有し、インターネットによるブラウザの閲覧及びメール機能を日本語で利用できる者であること。
- (4) 伊丹市水道事業給水条例（平成9年伊丹市条例第39号）第39条各号に該当し、給水の停止をされている者でないこと。

(5) 上下水道局と利害関係を有する者のうち、管理者がネットモニターとして不適当と認める者でないこと。

(6) 伊丹市職員以外の者であること。

(応募の方法)

第5条 ネットモニターに応募しようとする者は、管理者が指定する電子申請システムにより応募するものとする。

(選考)

第6条 ネットモニターの選考は、前条の規定により応募した者の中から次の各号を考慮し行うものとする。

(1) 応募動機等の内容

(2) 居住地域及び年齢

(登録)

第7条 管理者は、前条の規定に基づく選考の結果、選定した者をネットモニターとして登録するものとする。

(任期)

第8条 ネットモニターの任期は、ネットモニターとして登録された日から当該登録された日の属する年度の末日までとする。

(費用負担)

第9条 第3条第1項に規定する職務に係る電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、ネットモニターの負担とする。

(個人情報の保護)

第10条 管理者は、ネットモニターから収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊丹市条例第29号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(禁止行為)

第11条 ネットモニターは、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 第三者又は上下水道局に対して誹謗中傷をする行為

- (2) アンケート調査に対し虚偽の又は事実と反する回答をする行為
- (3) 同一人物による重複登録をする行為
- (4) 他人になりすまして登録をする行為
- (5) 本要綱に基づく伊丹市上下水道インターネットモニター制度の運営を妨害すると認められる行為
(登録の取消し)

第 12 条 ネットモニターが、その登録の取消しを希望するときは、管理者に届け出るものとする。

2 管理者は、ネットモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条第 1 項に規定する職務を履行しないとき。
- (2) 第 4 条に規定する資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第 11 条に規定する行為を行ったと認められるとき。

(謝礼)

第 13 条 管理者は、任期を満了したネットモニターに対し、謝礼として、予算の範囲内で管理者が定める額の金品を支給する。

(庶務)

第 14 条 ネットモニターに関する事務は、経営企画課において行う。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。